

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
102	PU62	★受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
103	PU63	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されていません
104	PU64	★受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
105	PU96	★受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません
106	PU97	★受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています

※2 No100のPU51については、複数事業所間のチェックではなく、単一事業所の実績記録票内のチェックとなるため、警告(重度)からエラーへ変更を行う。

6. 警告からエラーへの移行について

○ また、以下に示すエラーコードは審査内容の拡充及び制度改正・報酬改定への対応により、2019年5月審査分(2019年4月サービス提供分)より新たに追加予定のエラーコードであるが、第二段階での移行を予定している。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EL88	★受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
2	EL89	★受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
3	EL90	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です
4	EL91	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています
5	EL93	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています
6	EL94	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌日以降の年月が設定されています
7	PP84	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません
8	PP86	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません
9	PP88	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません
10	PU80	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超過しています
11	PW01	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超過しています
12	PW02	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超過しています
13	PW04	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超過しています
14	PW05	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超過しています
15	PW06	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません
16	PW07	★受付:体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超過しています
17	PW08	★受付:体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超過しています
18	PW09	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません

※「エラー」へ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
19	PW10	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
20	PW18	★受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません
21	PW23	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
22	PW26	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています
23	PW27	★受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)であることが必要です
24	PW37	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています

サービスの質の向上に向けて

宮 城 県
福祉サービス第三者評価の
ご 案 内

宮城県福祉サービス第三者評価
シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課
(平成30年6月版)

1 福祉サービス第三者評価とはどんなもの？

●福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

●福祉サービス第三者評価の目的は？

① サービスの質の向上

福祉サービスの具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上を図ります。

② 利用者への情報提供

評価結果を公表することで、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第 78 条第 1 項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。受審（評価を受けること）と評価結果の公表は任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年度から、3 年に 1 回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、宮城県が国のガイドラインを踏まえて策定した、「評価基準」及び「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児福祉サービス版」「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」を定めています。

(1) 共通評価（45項目）

共通評価では、組織運営や人材育成、改善への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供体制の整備状況等について評価します。

I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 経営状況の把握
	3 事業計画の策定
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
II 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ
	2 福祉人材の確保・育成
	3 運営の透明性の確保
	4 地域との交流、地域貢献
III 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 福祉サービスの質の確保

(2) 内容評価（20項目程度）

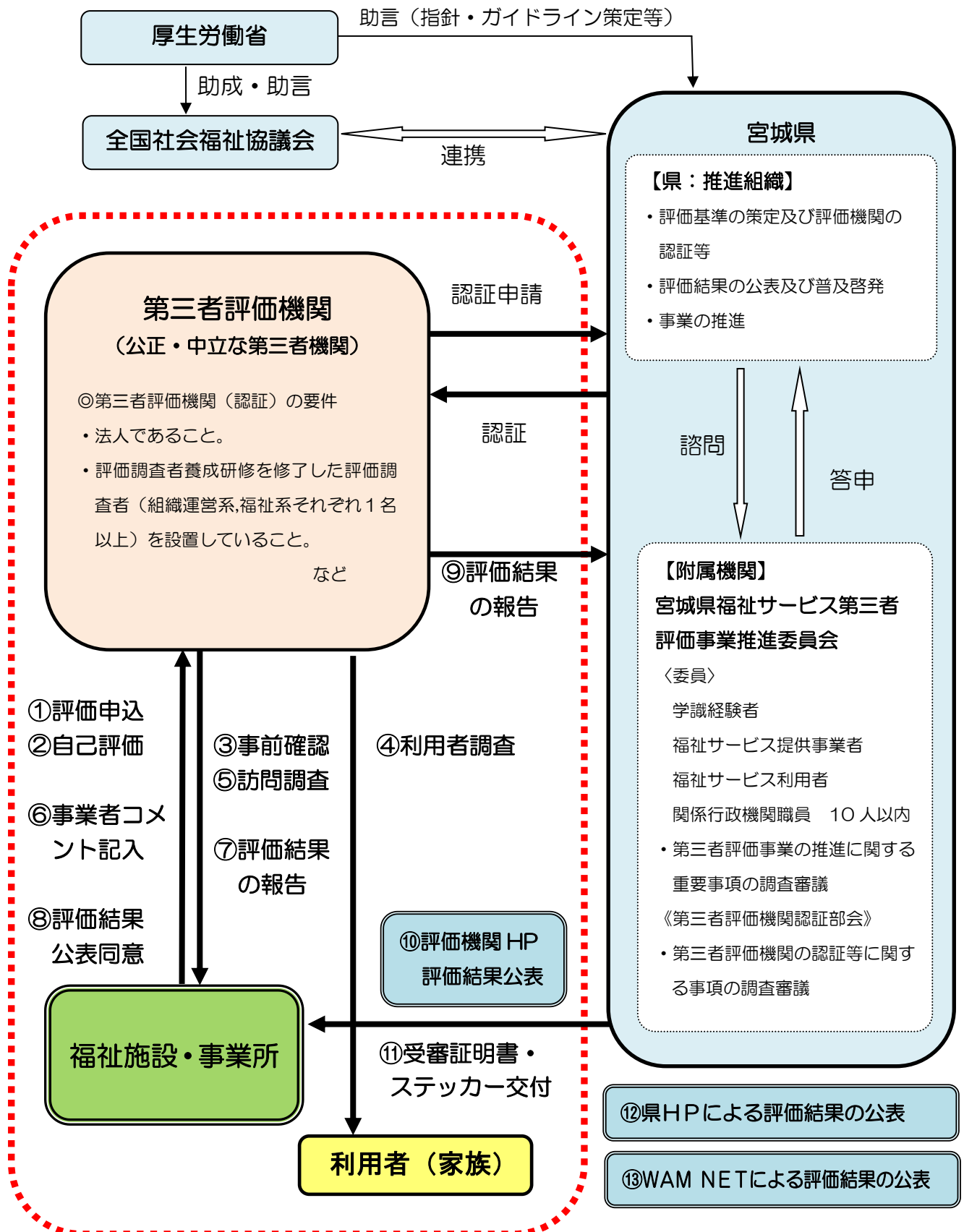
内容評価では、サービスの種別ごとに、福祉施設・事業所の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容を評価します。具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

（評価基準の一例）

- 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備【保育所】
- 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組、利用者の意思を尊重する支援としての相談等の実施【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケア【高齢者福祉サービス】

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護施設については、全国共通の認証を全国社会福祉協議会から受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価の流れは？



5 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	
所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
電話番号	022-290-1210
ウェブサイト	http://www.miyagi-sfk.net/
評価対象	保育所，社会的養護施設

株式会社 福祉工房	
所在地	仙台市青葉区国見1丁目19番6号201号室
電話番号	022-727-8820
ウェブサイト	http://www.f-kobo.co.jp
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会	
所在地	仙台市宮城野区榴岡4丁目2番8号テルウェル仙台ビル2階
電話番号	022-293-8158
ウェブサイト	http://www.ichimannin.com
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	
所在地	仙台市青葉区柏木1丁目2番45号
電話番号	022-276-5202
ウェブサイト	http://www.kaigonet-miyagi.jp/
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

※社会的養護施設：児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設，児童自立支援施設，母子生活支援施設

※高齢者福祉サービス：特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，通所介護，訪問介護

※評価機関ごとに，サービスの種別や利用定員に応じて評価料金を設定しています（概ね20～30万円）。詳しくは，各評価機関にお問合せください（ホームページでもご覧になれます）。

（参考：県内受審件数）

平成21年度 8件，平成22年度 1件，平成23年度 7件，平成24年度 3件，平成25年度 13件，平成26年度 23件，平成27年度 18件，平成28年度 20件，平成29年度 27件

6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

【組織内の効果】

- 福祉サービスの質に関わる改善点や成果が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程を通じて、職員の自覚や改善意欲の醸成、課題の共有が促進されます。

【対外的な効果】

- 福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを利用者や家族、地域に発信でき、信頼の獲得と向上が図られます。
- 評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービス・支援の内容、特徴をアピールすることができます。

～ 実際に受審いただいた事業所の方々の声をご紹介します ～

- 外部の評価者の視点が入ることによって、新たな気づきや刺激を受けることができ、振り返りのよいきっかけとなりました。
- 職員全員で勉強する機会が増え、質の向上につながりました。
- 第三者の客観的な評価を受けることで、自分たちの支援の方向性が間違っていないことが確認でき、自信になりました。



福祉サービス第三者評価を積極的に
受審いただきますようお願いいたします

宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2516

F A X：022-211-2594

E-mail：syahukd@pref.miyagi.lg.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ホームページに掲載しています。

「宮城県 福祉サービス第三者評価」で検索してください。

～ 宮城県福祉サービス第三者評価基準の一例 ～

○宮城県では、保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービスの3分野において、評価基準を策定しています。各分野の評価基準（内容評価項目）の一例をご紹介します。

○各福祉サービスの種別・特性に応じて、質の向上や改善のために取り組むべき項目や考え方などが整理されています。業務の振り返りなどにもぜひ御活用ください！

○各評価基準は、県のホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html>)



保育所版

A 福祉サービスの内容

A-1 保育内容

A-1-(2) 環境を通して行う保育，養護と教育の一体的展開

連番号 47 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として，子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として，子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として，子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが，十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として，子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

評価の着眼点

- 室内の温度，湿度，換気，採光，音などの環境は，常に適切な状態に保持している。
- 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- 一人ひとりの子どもが，くつろいだり，落ち着ける場所がある。
- 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- 手洗い場・トイレは，明るく清潔で，子どもが利用しやすい設備を整え，安全への工夫がされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、清潔で安全な環境を基本として、生活の場として子どもたちが安心して、くつろぎ、心地よく過ごすことのできる環境を構成する取組・工夫について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 保育所における保育の基本は、環境を通して、養護と教育が一体的に展開されることであり、計画的に保育環境を構成していくことが重要です。
- 保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、自然や社会事象などもあり、それらが総合的に構成されるものです。
- 本評価基準では、生活にふさわしい場として、子どもが安心してくつろぎ、心地よく過ごすことができるよう、保育所内外の設備・用具等が創意工夫をもって整備されているかとの観点で評価します。
- 保育所は、子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場であることが求められており、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように、環境を構成し、工夫して保育を行うことが大切です。
- 室温、湿度の調整、換気、部屋の明るさ、音や声の大きさなどに配慮し、心身の健康と情緒の安定が図れるよう保育環境を整えます。また、乳幼児は、心身が未熟で抵抗力が弱いいため、常に清潔な環境が保つことも必要です。
- 家具や遊具の素材・配置等により、子どもたちが安心してくつろげる環境を構成し、環境を生かし工夫して保育を行います。
- 食事、睡眠、排泄等の空間が、子どもの発達過程を踏まえ、心地よいものとなるよう整備されていることも必要です。

(3) 評価の留意点

- 保育所がどのような環境づくりを目指して整備を図っているのかを捉えたうえで、具体的な取組を確認します。
- 子どもが、清潔かつ安全で、安心感をもって生活できるよう、環境を整える取組や工夫、環境を通じた保育実践について確認します。
- 建物・設備、備品の整備状況といった観点とともに、子どもが心地よく安心して過ごすことのできる環境を、保育所の工夫・取組によりどのように構成しているかについて評価します。

障害者・児福祉サービス版

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本

連番号52 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。
- b) 利用者の障害の状況に応じた支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の障害の状況に応じた支援を行っていない。

評価の着眼点

- 職員は障害に関する専門知識の習得と支援の向上を図っている。
- 利用者の障害による行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有を行っている。
- 利用者の不適応行動などの行動障害に個別的かつ適切な対応を行っている。
- 行動障害など個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行っている。
- 利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、障害の状況に応じた適切な支援のため、障害に関する理解と専門性をもとした、個別的な配慮が必要な利用者への支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 障害の状況（障害種別、障害による心身の状況や行動と支援の必要性に関わる状況等）に応じた適切な支援と支援の質の向上を図るため、障害者・児を支援する福祉施設・事業所の職員は、障害に関する理解と支援の専門性の向上に努めることが必要です。
- 常時介護と医療的なケアを必要とする利用者、行動障害による特別な行動のある利用者等、利用者の障害による生活の状況や行動などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有をしたうえで、日々の生活支援を行います。
- 介助への抵抗、暴言・大声、暴力、衣類や器物の損壊、パニックや不安定な行動、強いこだわり等、利用者の不適応行動（行動障害）については、利用者一人ひとりの障害に応じて個別的かつ適切な対応を行うことが必要です。また、これらの支援については、利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行います。支援方法の検討・実施にあたっては、専門職の助言（スーパーバイズ）を得ることや、支援に関わる職員の連携も重要です。
- 利用者が安心・安全に日々の生活を送るためには、利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 個別的な配慮を必要とする利用者の生活や障害の状況に応じた支援方針（考え方）とともに、具体的な支援内容を確認します。また、専門技術等の向上のための研修等の実施状況を確認します。
- 支援内容の検討・見直しや環境整備にあたって、専門職の助言（スーパーバイズ）を得ることや支援に関わる職員の連携がなされているか確認します。
- 個別的な配慮が必要な利用者については、専門的な支援が適切になされているかに留意し、記録などをもとに支援内容を確認します。
- （訪問支援）着眼点「利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。」は適用しません。
- （共同生活支援）外部サービス利用型グループホームについては、受託居宅介護事業所のホームヘルパー等による支援を含め評価します。

サービスの種類ごとに留意点などが示されており、各サービスの特性に応じた評価が行われるよう考慮されています。

高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版）

高齢者福祉サービス版には、「特別養護老人ホーム版」のほか、「養護老人ホーム・軽費老人ホーム版」「通所介護版」「訪問介護版」があります。

A 福祉サービスの内容

A-3 生活支援

A-3-(6) 認知症ケア

連番号 59 A-3-(6)-① 認知症の状態に配慮したケアを行っている。

【判断基準】

- a) 認知症の状態に配慮したケアを行っている。
- b) 認知症の状態に配慮したケアを行っているが、十分ではない。
- c) 認知症の状態に配慮したケアを行っていない。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。
- あらゆる場面で、職員等は利用者に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。
- 行動・心理症状（BPSD）がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。
- 職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。
- 認知症の利用者が安心して落ち着ける環境づくりの工夫を行っている。
- 利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫している。
- 医師及び看護師等の関係職員との連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、認知症にある利用者の心身の状況や意向を踏まえ、尊厳を尊重し、その人らしく生活ができるような日常生活や活動の支援・配慮について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 認知症に関する正確な知識をもとに、利用者一人ひとりの生活と必要とされる支援を把握したうえで、利用者の尊厳を基本とした認知症ケアを実施することが必要です。
- 日常生活において利用者が自ら行えることを評価し、その力が十分発揮できるように支援します。自らの力を発揮することで自尊心が高められるよう配慮します。
- 一日のメリハリづけや季節感が感じられるような工夫や情緒に訴えるような働きかけを通じて、精神活動の活性化等に配慮し、日中の生活ができるだけ活動的となるよう支援します。
- 利用者への関わり方を振り返り、認知症の行動・心理症状（BPSD）の原因、行動パターンや危険性等について、十分理解して支援にあたる必要があります。
- 認知症による行動・心理症状（BPSD）を早急に抑制しようとするのではなく、環境を整備したり、受容的な態度で行動を受けとめます。職員等は、生活のあらゆる場面で利用者に配慮して、支持的・受容的な関わりや態度を重視した援助を行います。
- 職員が、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるような研修を行うことも必要です。
- 認知症の利用者が、安心・安全で落ち着ける環境となるように改善し工夫することは、その人らしい生活を送るための重要な支援です。利用者一人ひとりの環境変化への適応状況に配慮するとともに、利用者の行動を制限することのないように工夫することが必要です。
- 利用者が安心して落ち着いて過ごせるよう、一人ひとりの認知症の状態に合わせた支援や生活上の配慮、プログラムを行います。利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫します。
- 利用者同士の関係・関わりについても配慮し、安心して過ごすことができるよう取り組むことも必要です。
- 医師及び看護師等の関係職員と連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討します。

(3) 評価の留意点

- 認知症の状態に応じた支援の実施方法、実施状況や取組を確認します。

【概要版】指定研修事業者一覧（宮城県居宅介護従業者養成研修事業）

※各研修の開催日程等，詳細については，各事業者に直接お問い合わせください。

指定年月日	指定研修事業者名	事業者等所在地	主な開催地	電話番号	実施している研修課程							備考
					初任者	全身性	重訪 (統合)	同行 (一般)	同行 (応用)	強行 (基礎)	強行 (実践)	
平成19年2月23日	株式会社エデュケート・ジャパン EDC医療福祉学院	宮城県仙台市青葉区中央3-4-12	仙台市	022-716-2125		●		●	●	●	●	http://www.edc-j.net/
平成20年5月14日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9 (仙台支店:仙台市青葉区中央1-3-1)	仙台市 大崎市	022-723-1083				●	●			http://www.e-nichii.net/
平成24年5月28日	特定非営利活動法人視覚障がい者支援しろがめ	埼玉県新座市新堀2-11-14 (仙台事務局:仙台市泉区)	仙台市	090-4479-4247				●	●			http://shirogame.com/
平成24年11月5日	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2	仙台市	022-257-2022				●	●			http://www17.plala.or.jp/KENSHI/
平成25年7月1日	学校法人北杜学園 仙台医療福祉専門学校	宮城県仙台市青葉区中央4-7-20	仙台市	0120-200-941	●							https://sif.ac.jp/ ※社会福祉学科入学生対象
平成25年8月15日	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会	宮城県仙台市青葉区五橋2-12-2	仙台市	022-266-0294				●				http://www.shinsyou-sendai.or.jp/
平成25年12月25日	有限会社リンク	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-1-8 パルシティ仙台3階	仙台市	022-781-9838		●		●				
平成28年9月30日	一般社団法人いのちの学園	宮城県仙台市若林区大和町4-13-27	仙台市	022-283-7396		●		●	●			http://www.tcm-g.co.jp/publics/index/39/
平成28年10月5日	社会福祉法人栗原秀峰会	宮城県栗原市金成梨崎道ノ上7-1	栗原市	0228-42-3432						●	●	http://k-syuuhoukai.or.jp/
平成30年1月16日	株式会社中川	宮城県仙台市青葉区小田原4-2-18	仙台市	022-256-1931		●	●	●	●	●		https://tohoku-fukushi.com/
平成30年6月1日	ユースタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央1-35-6 (仙台校:仙台市若林区成田町16-2-403)	仙台市	03-5937-6825			●					http://www.escollege.org/
平成30年9月1日	認定NPO法人さわおとの森	宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18-2	利府町	022-290-3567						●	●	http://www.sawaoto.jp/
平成31年4月15日	株式会社オールスター・Lab	宮城県仙台市青葉区台原3-38-2-106	仙台市	022-341-7871						●	●	http://allstarlab.jp/

○宮城県居宅介護従業者養成研修実施要綱(平成25年4月1日施行)に基づき県の指定を受けた指定研修事業者のうち、各研修課程について、平成30年度以降に開催実績のある事業者を、指定年月日順に掲載しています(複数の指定を受けている場合は、最初に指定を受けた日)。

○掲載している情報は、最新の情報を反映していない場合がありますので、詳細については、必ず予め各事業者にお問い合わせください。

○上表中の略称は、それぞれ県要綱に規定する以下の研修課程を指します。現時点で実施予定がない研修課程については掲載していません。

- ・初任者 = 居宅介護職員初任者研修課程
- ・全身性 = 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程
- ・重訪(統合) = 重度訪問介護従業者養成研修統合課程
- ・同行(一般) = 同行援護従業者養成研修一般課程
- ・同行(応用) = 同行援護従業者養成研修応用課程
- ・強行(基礎) = 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)課程
- ・強行(実践) = 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)課程

1 相談支援専門員の研修制度 の見直しについて

指定相談支援事業所と相談支援専門員

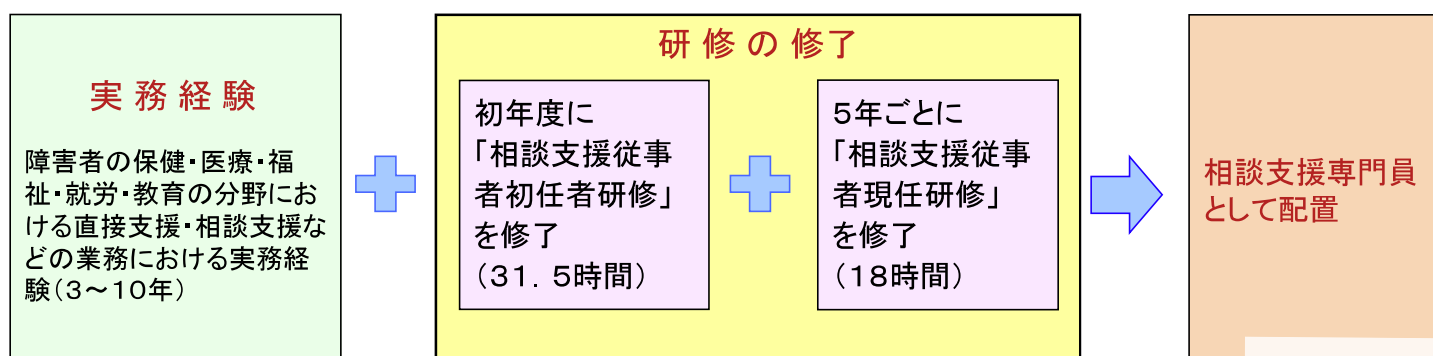
平成30年度相談支援従事者
指導者養成研修(厚生労働
省)資料より抜粋(一部改変)

- 指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。
- 指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、
 - ・ 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
 - ・ 地域移行・地域定着に向けた支援
 - ・ 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9, 623箇所（平成30年4月1日現在）

※ 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 20, 577人（平成30年4月1日現在）

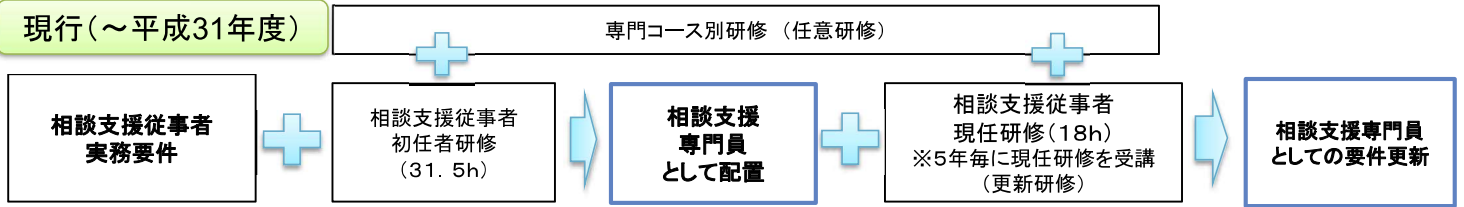
【相談支援専門員の要件】



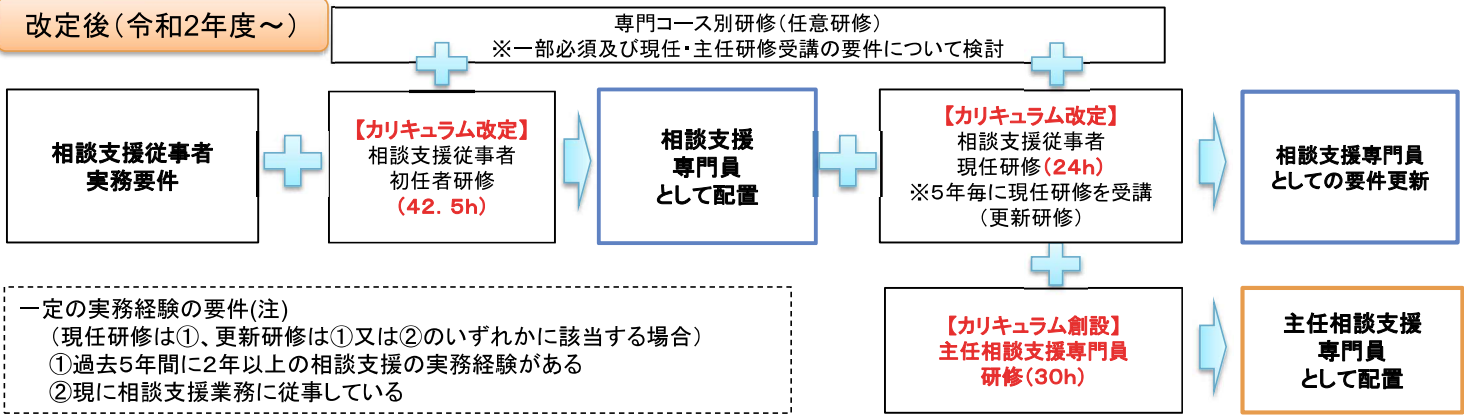
相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設(令和元年度から)。**

現行(～平成31年度)



改定後(令和2年度～)



一定の実務経験の要件(注)
 (現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)
 ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
 ②現に相談支援業務に従事している

相談支援専門員研修の告示別表(案)

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法も概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

新設

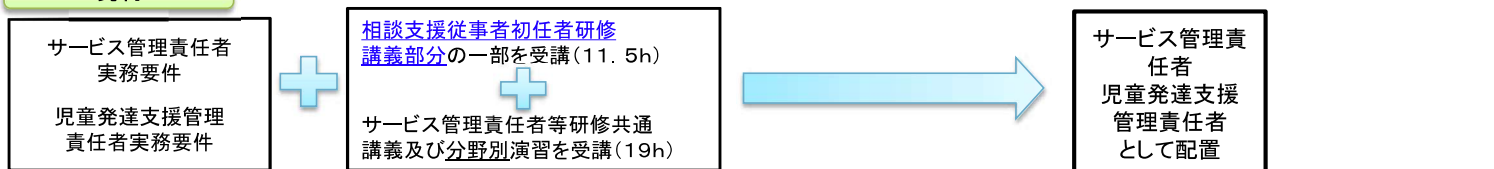
主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向と主任相談支援専門員研修修了者の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義・演習	13h
	地域援助技術に関する講義・演習	11h
合計		30h

2 サービス管理責任者等の研修制度の見直しについて

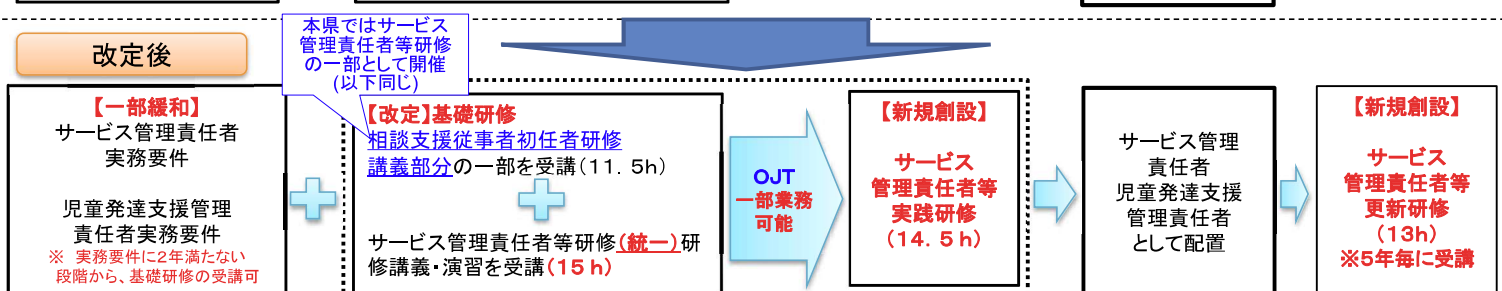
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を設ける。

現行



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者となるために

○ 要件1 実務経験

障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援又は直接支援業務の実務経験(通算3～8年)

○ 要件2 研修の修了

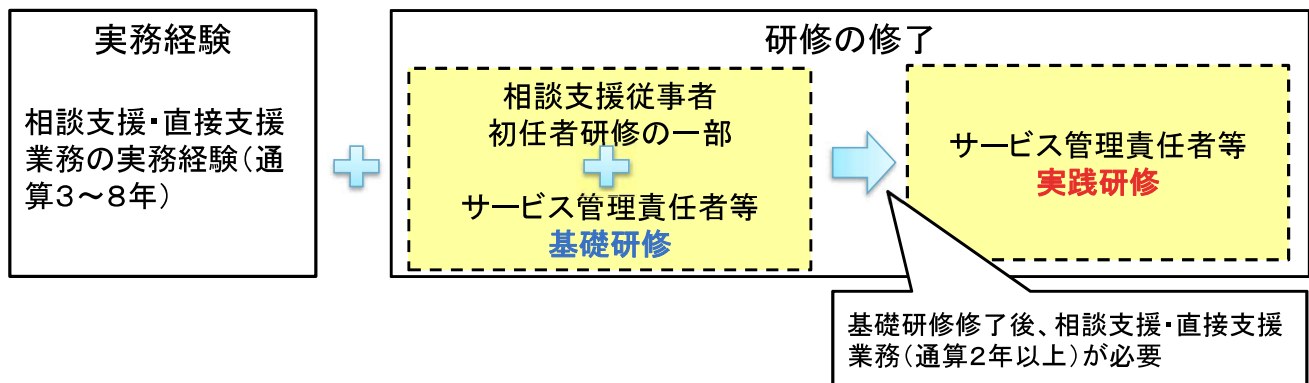
(1)基礎研修

相談支援従事者初任者研修(一部)、サービス管理責任者等**基礎研修**

(2)実践研修

サービス管理責任者等**実践研修**

※ 実践研修は令和3年度から各都道府県で実施予定。このため、令和3年度までは、実務経験の要件を満たしていれば、基礎研修修了のみでサービス管理責任者等として配置可能。



7

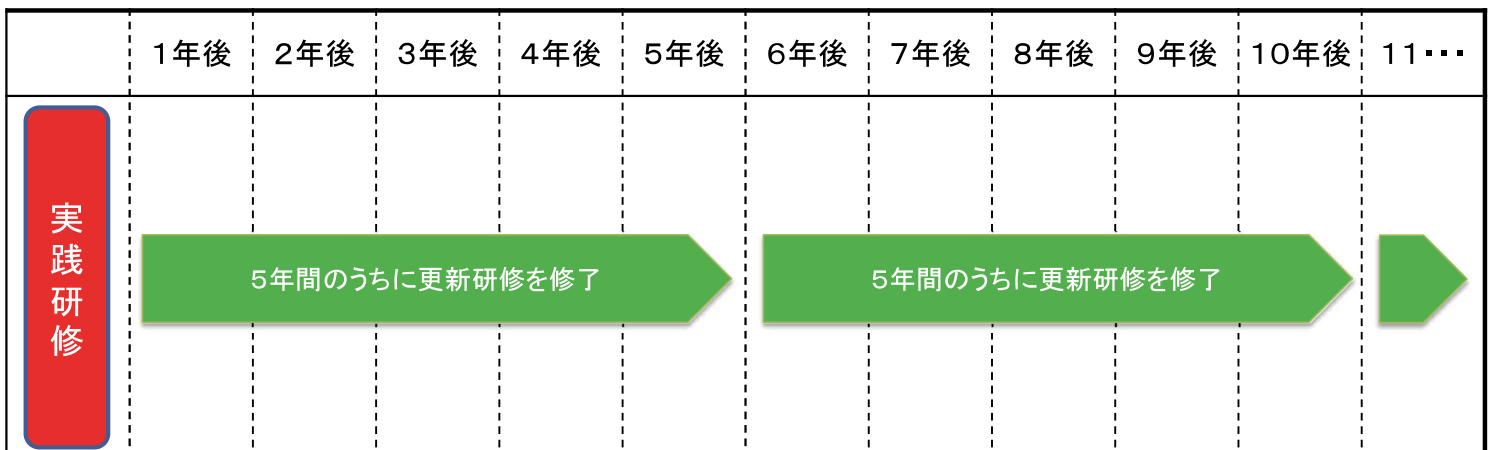
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者となった後(資格の更新)

○ 実践研修(平成30年度までにサービス管理責任者等となった者は、1回目の更新研修)修了の翌年度から起算して、5年間のうちに1回ずつ更新研修を修了しなければならない。

○ 平成30年度までにサービス管理責任者等となった者は、令和5年度末までに1回目の更新研修を修了しなければならない。

※ 最終期限の令和5年度は受講申込みの集中が予想

○ 期限までに更新研修を修了しなかった場合、実践研修を修了すれば、サビ管・児発管として再び従事できる。



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

見直し

共通講義及び分野別演習(現行)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6 h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3 h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10 h
合計		19 h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(見直し後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5 h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5 h
合計		15 h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1 h
演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5 h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5 h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5 h
合計		14.5 h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1 h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5 h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7 h
合計		13 h

※ 実践研修は令和3年度から実施

※ 令和5年度までは3の講義・演習を省略して実施可

9

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修(旧体系)受講

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修 ※5年毎に受講

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※R1~3の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

＜実務経験＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修修了後
5年毎に受講

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等**としては配置可能。
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修修了後
5年毎に受講

宮城県サービス管理責任者の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ①下表第1号及び第2号の期間が通算して5年以上
- ②下表第3号の期間が通算して8年以上
- ③下表第4号の期間が3年以上かつ第1号から第3号までの期間が通算して3年以上

第1号 相談支援 の業務	ア～キに掲げる施設等で、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間		第2号と通算して5年以上
	ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
	イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所（市町村役場、福祉事務所、保健所）、発達障害者支援センター	
	ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	オ	特別支援学校	
	カ	病院【※1】、診療所【※1】	
キ	○その他これらに準ずる施設等【※2】 児童心理治療施設、認知症対応型老人共同生活援助事業、居宅介護支援事業、仙台市障害者就労支援センター、一般相談支援事業、特定相談支援事業、被災者の心のケア支援事業【※3】		
第2号 直接支援 の業務 (資格有)	ア～カに掲げる施設等で、 直接支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間 （社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員である者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）に限る。）		第1号と通算して5年以上
	ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※4】	
	イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
	ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	エ	特例子会社【※5】、助成金受給事業所【※6】	
	オ	特別支援学校	
カ	○その他これらに準ずる施設等【※2】 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、児童心理治療施設、仙台市障害者家族支援等推進事業、認知症対応型老人共同生活援助事業		
第3号 直接支援 の業務 (資格無)	第2号ア～カに掲げる施設等で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間		8年以上

第4号 国家資格 等保有者	次に掲げる資格に基づき（資格取得後に）、当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、 社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッ サージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	3年 以上
----------------------------	---	------------------

<留意事項>

この資料は、厚生労働省告示※で定められている、サービス管理責任者に係る実務経験の要件等を抜粋してまとめたものです。必ず、厚生労働省告示をあわせてご参照ください。

<語義の整理等>

表中の用語の語義は、以下に例示するものの他、厚生労働省告示に拠ります。

[※1] 病院、診療所

社会福祉主事任用資格者、訪問介護員 2 級以上に相当する研修の修了者、第 4 号に掲げる資格を有している者又は第 1 号のア～オ・キに掲げる施設等で従事した期間が 1 年以上の者に限ります。

[※2] その他これらに準ずる施設等

本県では、上表に記載の施設等のみが該当します。

[※3] 被災者の心のケア支援事業

本県では、次の事業のみが該当します。

- (1) 東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱（平成 23 年 12 月 22 日施行）に基づく東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業のうち被災者の心のケア支援事業
- (2) 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく事業
- (3) 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱（平成 23 年 8 月 3 日施行）に基づく事業

[※4] 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るもの

[※5] 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社

[※6] 助成金受給事業所

障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所

※ 「厚生労働省告示」

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
 （平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）

※ 「障害者総合支援法」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 （平成 17 年法律第 123 号）

※ ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言います。

例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言います。

（平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡）

※ 実務経験が本表のいずれに該当するか御不明な場合は、事業の運営主体や施設の設置主体等に御確認ください。

宮城県児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ①下表第1号及び第2号の期間が通算して5年以上 かつ
当該期間から第3号の期間を除いた期間が3年以上
- ②下表第4号の期間が8年以上 かつ
当該期間から第5号の期間を除いた期間が3年以上
- ③下表第6号の期間が5年以上 かつ
第1,2,4号の期間を通算した期間から第3,5号の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

第1号 相談支援 の業務	次のア～キに掲げる施設等に従事する者が、 相談支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間		第2号と通算して5年以上
	ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
	イ	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所（市町村役場、福祉事務所、保健所）、発達障害者支援センター	
	ウ	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	オ	学校	
	カ	病院【※1】、診療所【※1】	
	キ	その他これらに準ずる施設等【※2】 認知症対応型老人共同生活援助事業、居宅介護支援事業、仙台市障害者就労支援センター、一般相談支援事業、特定相談支援事業、被災者の心のケア支援事業【※3】	

第2号 直接支援 の業務 (資格有)	次のア～カに掲げる施設等に従事する者が、 直接支援の業務 （身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間		第1号と通算して5年以上
	(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員である者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）に限る。)		
	ア	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室【※4】	
	イ	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業	
	ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	エ	特例子会社【※5】、助成金受給事業所【※6】	
	オ	学校	
カ	その他これらに準ずる施設等【※2】 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、 仙台市障害者家族支援等推進事業、認知症対応型老人共同生活援助事業		

第3号 第1,2号の 期間から除 いて計算す る期間	次に掲げる施設等に従事する者が、 相談支援の業務 に従事した期間 老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、 認知症対応型老人共同生活援助事業、居宅介護支援事業
	次に掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、 直接支援の業務 に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室 [※4]、老人居宅介護等事業、 特例子会社 [※5]、助成金受給事業所 [※6]、認知症対応型老人共同生活援助事業

第4号 直接支援 の業務 (資格無)	第2号ア～カに掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	8 年 以 上
-----------------------------	--	------------------

第5号 第4号の期 間から除い て計算する 期間	次に掲げる施設等に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室 [※4]、老人居宅介護等事業、 特例子会社 [※5]、助成金受給事業所 [※6]、認知症対応型老人共同生活援助事業
--------------------------------------	--

第6号 国家資格 等保有者	次の資格に基づき（資格取得後に）、 当該資格に係る業務 に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、 社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッ サージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	5 年 以 上
---------------------	---	------------------

<留意事項>

この資料は、厚生労働省告示※で定められている、児童発達支援管理責任者に係る実務経験の要件等を
抜粋してまとめたものです。必ず、厚生労働省告示をあわせてご参照ください。

<語義の整理等>

表中の用語の語義は、以下に例示するものの他、厚生労働省告示に拠ります。

[※1] 社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有し
ている者又は第1号のア～オ・キに掲げる施設等で従事した期間が1年以上の者に限る。

[※2] その他これらに準ずる施設等

本県では、上表に記載の施設等のみが該当します。

[※3] 被災者の心のケア支援事業

本県では、次の事業のみが該当します。

- (1) 東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱（平成23年12月22日施行）
に基づく東日本大震災に係る宮城県障害者自立支援特別対策事業のうち被災者の心のケア支援事
業
- (2) 東日本大震災に係る宮城県被災者の心のケア支援事業実施要綱（平成25年4月1日施行）に
基づく事業
- (3) 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）実施要綱（平成23年8月3日施行）に基
づく事業

[※4] 療養病床関係病室

病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るもの

[※5] 特例子会社

障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社

[※6] 助成金受給事業所

障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所

- ※ 「厚生労働省告示」
障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号)

- ※ ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言います。
例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることを言います。
(平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡)

- ※ 実務経験が本表のいずれに該当するか御不明な場合は、事業の運営主体や施設の設置主体等に御確認ください。

認定特定行為における事業者登録及び従事者認定等について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）に伴う社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為が実施できます。

たんの吸引等の行為の実施には、個人及び事業者等の登録が必要となりますので、手続き等について御確認ください。

【関連法令】

○社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）（以下「法」という）

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（以下「省令」という）

※なお、法附則第20条第2項により、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとします。

1 実施可能な医行為について

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

2 必要な手続き等

（1）認定特定行為業務従事者について

①認定申請

登録研修機関での研修修了後、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請の手続きを行ってください。なお、研修を修了しただけでは、特定行為業務を行うことはできません。

（法附則第3条第1項、省令附則第5条）

※新たな利用者へ特定行為を実施する場合やすでに認定を受けている利用者に対して認定を受けている特定行為以外の行為を実施する場合には、同様に認定申請の手続きが必要になります。

②登録変更

婚姻や転居等により、本人の氏名又は住所を変更した場合は、遅滞なく、登録変更手続きを行ってください。（省令附則第7条）

③認定証再交付

汚損又は紛失により、認定証の再交付が必要となる場合は、遅滞なく、再交付申請の手続きを行ってください。（省令附則第8条第1項）

<認定特定行為業務従事者の手続き>

必要な手続	提出期限	認定申請	認定変更	認定証再交付	認定辞退
① 新たな利用者に特定行為を実施する場合 （登録研修機関での研修修了後）	あらかじめ	○			
② 氏名又は住所を変更した場合	遅滞なく		○		
③ 認定証を汚損又は紛失した場合	遅滞なく			○	
※ 特定の者に対して特定行為業務を行う必要がなくなった場合	辞退の1か月前まで				○

(2) 登録特定行為事業者について

①事業者の登録

新たに特定行為業務を行おうとする者は、**あらかじめ**、事業者登録の手続きを行う必要があります。

なお、認定特定行為業務従事者認定証を有する職員が配置されていても、登録特定行為事業者としてその特定行為が登録されていない場合は、特定行為業務を行うことはできません。

(法第48条の3第1項及び第2項)

②登録の変更(法第48条の6第1項)

(ア)申請者に係る事項の変更

法人の代表者、事業所の名称及び所在地等を変更する場合は、**あらかじめ**、登録変更手続きが必要です。

(イ)特定行為事業者の登録に係る事項の変更

職員の採用、退職又は異動等により特定行為業務を行う認定特定行為従事者の増減等があった場合は、**遅滞なく**、登録変更手続きを行うことが必要です。

③登録の更新

事業者登録の内容を更新する場合(特定行為の追加)は、**あらかじめ**、登録更新手続きを行うことが必要です。(法第48条の3第1項及び第2項)

<登録特定行為事業者の手続き>

必要な手続	提出期限	登録申請	登録更新	登録変更	登録辞退
① 新たに特定行為業務を行う場合	あらかじめ	○			
③ 特定行為を追加する場合 (登録を受けている特定行為以外の行為を実施する場合)	あらかじめ		○		
②(ア) 法人の代表者、事業者の名称や所在地等が変わった場合	遅滞なく			○	
②(イ) 認定特定行為業務従事者や利用者が増減した場合	遅滞なく			○	
※ 特定行為を実施する必要がなくなった場合	辞退の1か月前まで				○

(3) 3号(特定の者対象)研修指導者について

登録研修機関に自己学習の申込みを行った後、DVDの視聴や指導者用マニュアルでの自己学習を終えた際には、自己学習実地報告書を県に提出してください。

(宮城県介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)実施のための指導者養成事業(自己学習)実施要綱)

3 問い合わせ

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号(宮城県庁)

(1) 特定の者対象(3号研修)

宮城県保健福祉部 精神保健推進室

発達障害・療育支援班

電話 022-211-2543

(2) 不特定の者を対象(1号及び2号研修)

宮城県保健福祉部 長寿社会政策課

施設支援班

電話 022-211-2549

※平日 午前8時30分から午後5時15分まで

【参考(喀痰吸引等に関するウェブページ)】

<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/list1734-5219.html>

(詳しい手続方法の確認、申請書のダウンロードできます。)

宮城県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱

(趣旨)

第1条 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。), 「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。), 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。), 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。), 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行細則」(平成23年宮城県規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか, 喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録喀痰吸引等事業者登録の申請等)

第2条 法第48条の3第1項及び第2項又は法附則第20条の規定による申請をしようとする者は, 規則第2条に定める「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 設置者が法人である場合は, 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合は, 住民票の写し
- (3) 喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士においては介護福祉士登録証, 認定特定行為業務従事者においては認定特定行為業務従事者認定証の写し, 看護師等の資格をもって喀痰吸引等業務を行う者においては免許証の写し
- (4) その他知事が定める書類
 - イ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿(別記様式第1号)
 - ロ 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号に該当しない旨の誓約書(別記様式第2号)
 - ハ 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類(別記様式第3号)

2 前項の規定により登録を申請した者が, 法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し, 法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは, 知事は, 法第48条の5の規定に基づき, 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿」(別記様式第4号)により登録するとともに, 登録者に通知する。

(登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録更新の申請)

第3条 前条の規定により喀痰吸引等業務の登録及び特定行為業務の登録を受けた者であって, 喀痰吸引等の行為, 附則第3条の特定行為又は介護福祉士の実地研修の追加にかかる登録の申請をしようとする者は, 法第48条の3

第1項及び第2項又は法附則第20条の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書」（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（別記様式第3号）
- (2) 喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧
- (3) 緊急時の体制に関する資料
- (4) 記録等の整備状況に関する資料
- (5) 実地研修の実施に関わる資料（登録喀痰吸引等事業者のみ）

（登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の変更登録及び登録辞退の届出）

第4条 第2条により登録を受けた者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、同項第4号に掲げる事項に変更しようとするときは、遅滞なく、変更内容がわかる書類を添えて規則第3条第1項に定める「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（様式第2号）を、法第48条の6第1項の規定に基づき、知事に提出しなければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づき、登録を辞退する日の一月前までに、規則第3条第2項に定める「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

（登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録の取消し等）

第5条 第2条により登録を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

- (1) 法第48条の4各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
 - (2) 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
 - (3) 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - (4) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき
- 2 前項の命令については、知事は、事業者に通知する。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録）

第6条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第1号及び第2号研修修了者にあつては、規則第5条第1項に定める「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（第1号、第2号研修修了者）」（様式第4号）に、省令別表第3号研修修了者にあつては、規則同条第2項に定める「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（第3号研修修了者）」（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 喀痰吸引等研修の研修修了証明書の写し
- (3) 知事が定める書類

社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書（別記様式第6号）

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第4条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第1号及び第2号研修修了者にあつては、規則第5条第2項に定める「認定特定行為業務従事者認定証（第1号、第2号研修修了者）」（様式第6号）を、省令別表第3号研修修了者にあつては、規則第5条第2項に定める「認定特定行為業務従事者認定証（第3号研修修了者）」（様式第7号）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記様式第7号）により登録する。

- (1) 法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日
- (2) 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- (3) その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第7条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があつたときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、規則第6条に定める「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証の写し
- (2) 変更内容がわかる書類（住民票の写し等）

2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、規則第7条に定める「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（様式第9号）に、当該認定特定行為業務従事者証を添えて、知事に提出しなければならない。

3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、規則第7条に定める「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（様式第9号）を、汚損した場合にあつては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

4 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第8条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第4条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(別記様式第8号)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

- (1) 法附則第4条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 第1項の規定に基づいて、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者に対し、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(別記様式第9号)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認める場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(別記様式第10号)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該他の都道府県知事に通知するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第9条 第6条、第17条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第10条 法附則第6条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、規則第8条に定める「登録研修機関登録申請書」(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 設置者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書

(別記様式第12号)

(4) 登録研修機関登録適合書類(別記様式第13号)

(5) 省令附則第14条に規定される業務規程

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第8条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第7条の各号のいずれにも該当しないときは、知事は法附則第8条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」(別記様式第14号)に次に掲げる事項を記載して登録し登録者に通知する。

(1) 登録年月日及び登録番号

(2) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 事業所の名称及び所在地

(4) 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

(5) 喀痰吸引等研修の課程

(登録研修機関の登録の更新等)

第11条 前条の規定により登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)は、前条第2項各号(第1号を除く)の内容を更新するときは、法附則第9条及び施行令附則第6条の規定に基づき、5年ごとに、規則第9条に定める「登録研修機関登録更新申請書」(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 講師の一覧

(2) 講師の氏名及び履歴

(3) 研修に必要な施設、備品一覧、図書目録

(4) 業務規程

(5) 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に関する資料

2 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第11条に基づき、あらかじめ、規則第10条に定める「登録研修機関変更登録届出書」(様式第12号)に、変更内容がわかる書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第12条第1項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」(別記様式第15号)に、改正後の業務規程を添えて知事に提出しなければならない。

(修了証明書の交付等)

第12条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、「研修修了証明書」を交付するものとする。

- 2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに県に提出するものとする。
- 3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

(登録研修機関の休廃止)

第13条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第13条及び省令附則第15条の規定に基づき、規則第11条に定める「登録研修機関休廃止届出書」(様式第13号)を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

(適合命令)

第14条 知事は、登録研修機関が法附則第8条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第14条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第15条 知事は、登録研修機関が法附則第10条の規定に違反していると認めるときは、法附則第15条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録研修機関の登録の取消し等)

第16条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第16条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法附則第7条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 法附則第11条から第13条までの規程に違反したとき
- (3) 法附則第14条の規定による適合命令又は法附則第15条の規定による改善命令に違反したとき
- (4) 法附則第18条において準用する法第17条の規定に違反したとき
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令については、知事は、登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の交付申請)

第17条 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする

る者は、改正省令附則第4条の規定により、規則第14条第1項に定める「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書」（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書（別記様式第6号）
 - (3) 喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）及び修了した研修内容・研修時間を示す書類
 - (4) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書（別記様式第16号）
 - (5) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書（別記様式第17号）
 - (6) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書（別記様式第18号）
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等の以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、規則第14条第2項に定める「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」（様式第15号）又は認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」（様式第16号）を交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」（別記様式第7号）により登録する。

（公示）

第18条 規則第4条、第12条及び第13条に規定する公示は、宮城県のホームページにより行うものとする。

（帳簿の備付け等）

第19条 法附則第18条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（報告）

第20条 法第48条の9若しくは法附則第18条若しくは法附則第20条第2項において準用する法第19条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第21条 法第48条の9若しくは法附則第18条若しくは法附則第20条第

2 項において準用する法第 20 条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第 22 条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- (1) 第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 10 条、第 11 条において規定する登録、更新、変更に係る申請書及び添付書類は、永年保存とする。
- (2) 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修に係る関係書類は、5 年保存する。
- (3) 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助事業等について

1 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。（但し、仙台市内に所在する施設等の整備を除く）

2 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

3 補助対象施設

・ 障害者総合支援法に基づく施設

障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設、相談支援事業所、福祉ホーム

・ 児童福祉法に基づく施設

児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

4 整備区分

・ 創設（新たに施設を整備すること。）

※ 新たに障害福祉サービスを開始するため、別な用途で使われている既存建物の改修する場合を含む。

・ 増築（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）

・ 改築（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）をすること。）

・ 大規模修繕等（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等）

※ 消防法令等により必要となる設備の整備、防犯カメラ設置等の安全対策、安全上問題のある既存ブロック塀等の改修を含む。

※ 大規模修繕等の詳細については、厚生労働省の定める「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」を参照。

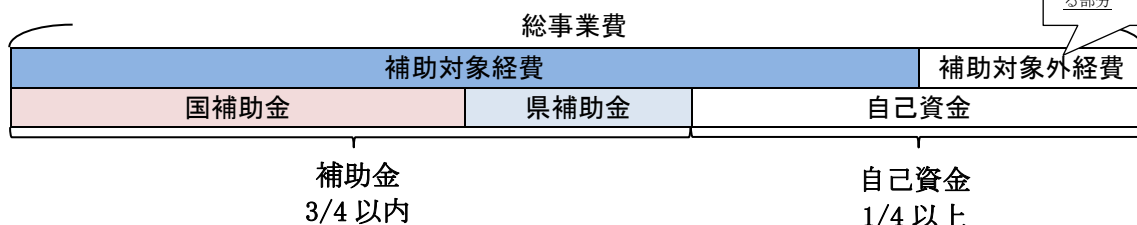
・ スプリンクラー設備等整備

・ 老朽民間社会福祉施設整備（障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児入所施設）

・ 避難スペース整備（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く。）

5 補助率等

総事業費のうち補助対象経費の3/4以内（国：1/2以内、県：1/4以内）



(例)
・土地の購入費や整地費
・職員の宿舍の整備費
・備品の購入費
・工事事務費のうち工事請負費の2.6%を越える部分

※ 整備区分が「創設」、「増築」、「改築」、「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合、『補助対象経費の総額の3/4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限額となります。

※ 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合、『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して、低い方の金額に3/4を乗じた金額が補助上限額となります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため、必ずしも、満額の交付を保証するものではありません。

※ 自己資金に寄付金を充てる場合は、補助上限額が上記の場合とは異なることがあります。

(参考) 補助金算定の考え方

グループホーム（定員2名の短期入所を合わせて整備）を新築（創設）する場合の例

補助対象経費		(単位：千円)			
工事請負費	工事事務費	対象経費の3/4	補助基準額	補助金の額	事業者負担
A		B	C	BとCの小さい方	
①	32,000 + 実際800 (A×2.6%) 832 = 総額(補助対象経費) 32,800	×3/4 = 24,600	24,000 (GH単価) + 5,300 (短期入所整備加算) 29,300	24,600	8,200
②	35,000 + 実際3,000 (A×2.6%) 910 = 総額 38,000 補助対象経費 35,910	×3/4 = 26,932 (端数切捨)		26,932	11,068
③	40,000 + 実際3,000 (A×2.6%) 1,040 = 総額 43,000 補助対象経費 41,040	×3/4 = 30,780		29,300	13,700

※工事事務費は工事請負費の2.6%に相当する額を限度に算定可能。

※24,000千円は、4~10人のGH本体の標準補助基準額（H31改定案）。付帯する機能によっては所定の加算が算定できます。（例では短期入所）

6 令和2年度事業に係るスケジュール（予定）

R 1	6月 3日（月）	事業の協議受付開始
	7月 3日（水）	障害福祉関係施設の整備計画（別紙）提出締め切り
	8月26日（月）	所定の各書類提出締め切り
	～9月上旬	第一次審査（書類審査）
	～9月末	第二次審査（事業ヒアリング）
	10月～11月	国庫補助協議案件候補選定
R 2	2～3月	社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	国庫補助協議案件を決定
	3月末	国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	国庫補助内示（国→県） 補助内示（県→事業者）
		※内示を受けて事業の着手が可能となります。 内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。
	7月頃	補助金交付申請（事業者→県→国） 交付決定（国→県→事業者）

7 財産処分について

- ・ 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。
- ・ ここでいう処分とは、補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。
- ・ 財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。
- ・ 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ・ 承認を受けないで処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- ・ 例外として、財産処分であっても「処分制限期間」を経過したものについては、承認を受けることなく処分することができます。
- ・ 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。
- ・ 財産処分の承認基準等の取扱いについては、厚生労働省の定める「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に準じているため、財産処分を行う場合は必ず御確認ください。
- ・ 担保（抵当権の設定）について、処分の承認基準は以下のとおりです。
 - (1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの
 - (2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

8 問合せ先等

- ・ 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。
<http://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- ・ 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。
問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班 大谷
電 話：022-211-2544
E-mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp